

障害者日常生活用具一覧

※【介】が付いているものは介護保険制度による給付・貸与が優先されます。

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台 【介】	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者 2 寝たきりの状態にある難病患者等	8 年	154,000
	特殊マット 【介】	1 下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者（常時介護を要する者に限る） 2 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として 3 歳以上の者 3 重度又は最重度の知的障害児・者であって、原則として 3 歳以上の者 4 寝たきりの状態にある難病患者等	5 年	19,600
	特殊尿器 【介】	1 下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者（常時介護を要する者に限る） 2 下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者（常時介護を要する者に限る） 3 自力で排尿できない難病患者等	5 年	67,000
	入浴担架	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る） 2 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として 3 歳以上の者（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る）	5 年	82,400
	体位変換器 【介】	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る） 2 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る） 3 寝たきりの状態にある難病患者等	5 年	15,000
	移動用リフト 【介】	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者 2 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として 3 歳以上の者 3 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	4 年	159,000

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
自立生活支援用具	訓練椅子	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として 3 歳以上の者	5 年	33,100
	訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者 2 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	8 年	159,200
	入浴補助用具【介】	1 下肢又は体幹機能障害を有する身体障害者であって、入浴に介助を必要とする者 2 下肢又は体幹機能障害を有する身体障害児であって、入浴に介助を要する者で原則として 3 歳以上の者 3 入浴に介助を要する難病患者等	8 年	90,000
	便器（手すり取付可）【介】	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者 2 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者 3 常時介護を要する難病患者等	8 年	4,450 便器に手すりを付けた場合 5,400
	頭部保護帽	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者であって、転倒等により頭部を強打するおそれのある者 2 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児であって、転倒等により頭部を強打するおそれのある者 3 重度又は最重度の知的障害児・者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3 年	A スポンジ・革が主材料 12,768 B スポンジ・プラスチックが主材料 30,870
	T 字状・棒状のつえ	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者であって、つえの使用により歩行機能が補完される者 2 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害である身体障害児であって、つえの使用により歩行機能が補完される者	3 年	木製 2,266 軽金属製 3,090
	移動・移乗支援用具【介】	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者 2 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者で原則として 3 歳以上の者	8 年	60,000
	特殊便器	1 上肢障害 2 級以上の身体障害者 2 上肢障害 2 級以上の身体障害児であって、	8 年	151,200

障害者日常生活用具一覧

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
		原則として学齢児以上の者 3 重度又は最重度の知的障害児・者であって、 訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 で原則として学齢児以上の者 4 上肢機能に障害のある難病患者等		
	火災警報器	1 障害等級２級以上の身体障害者であって、 火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 （単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合 に限る） 2 障害等級２級以上の身体障害児であって、 火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 （単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合 に限る） 3 重度又は最重度の知的障害児・者であって、 火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 （単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合 に限る） 4 精神障害者・児であって、火災発生の感知及 び避難が著しく困難な者（単身世帯及びこれ に準ずる世帯である場合に限る）	8年	15,500
	自動消火器	1 上記（火災警報器）に同じ 2 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難 病患者等（単身世帯及びこれに準ずる世帯で ある場合に限る）	8年	28,700
	電磁調理器	1 視覚障害２級以上の身体障害者（単身世帯 及びこれに準ずる世帯である場合に限る） 2 重度又は最重度の知的障害者	6年	41,000
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	1 視覚障害２級以上の身体障害者 2 視覚障害２級以上の身体障害児であって、 原則として学齢児以上の者	10年	7,000
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級の身体障害者（単身世帯及びこれ に準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる 世帯である場合に限る）	10年	87,400
	視覚障害者用 誘導装置	1 視覚障害を有する身体障害者であって、音 声による誘導を必要とする者 2 視覚障害を有する身体障害児であって、音 声による誘導を必要とする者で原則として学 齢児以上の者	5年	56,000
	携帯用信号装 置	1 聴覚障害を有する身体障害者であって、視 覚・触覚によらなければ呼出し等に応じるこ	5年	18,000

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
		とができない者 2 聴覚障害を有する身体障害児であって、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者で原則として学齢児以上の者		
	トイレチェア	1 頸髄損傷等により通常の便座上で座位を保てない身体障害者 2 頸髄損傷等により通常の便座上で座位を保てない身体障害児	5 年	81,000
	車椅子用段差昇降機【介】	1 常時車椅子を使用する身体障害者 2 常時車椅子を使用する身体障害児	10 年	260,000
在宅療養等支援用具	透析液加温器	1 腎臓機能障害 3 級以上の身体障害者であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者 2 腎臓機能障害 3 級以上の身体障害児であって、原則として 3 歳以上の者	5 年	51,500
	ネブライザー（吸入器）	1 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 2 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害児であって、必要と認められる者で原則として学齢児以上の者 3 呼吸器機能に障害のある難病患者等	5 年	36,000
	電気式たん吸引器	上記（ネブライザー）に同じ	5 年	56,400
	正弦波インバーター発電機	呼吸器機能障害 3 級以上若しくは、同程度の身体障害者（児）又は呼吸機能に障害のある難病患者であって、常時、人工呼吸器又は電気式たん吸引器を使用している者（いずれかの用具の給付を受けた者を除く。）	6 年	100,000
	ポータブル電源（蓄電池）		6 年	100,000
	DC/AC インバーター（カーインバーター）		6 年	50,000
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	5 年	157,500
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	10 年	17,000
	視覚障害者用	1 視覚障害 2 級以上の身体障害者（単身世帯	5 年	9,000

障害者日常生活用具一覧

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
	体温計（音声式）	及びこれに準ずる世帯である場合に限る） 2 視覚障害 2 級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者（単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）		
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の身体障害者（単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）	5 年	18,000
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	1 音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者 2 音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する身体障害児であって、原則として学齢児以上の者	5 年	98,800
	情報・通信支援用具	1 視覚障害 2 級以上又は上肢障害 2 級以上の身体障害者であって、情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用により社会参加が見込まれる者 2 視覚障害 2 級以上又は上肢障害 2 級以上の身体障害児であって、情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用により社会参加が見込まれる者で原則として学齢児以上の者	5 年	66,000
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者である身体障害者（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）で必要と認められる者	6 年	383,500
	点字器	1 視覚障害を有する身体障害者 2 視覚障害を有する身体障害児であって、原則として学齢児以上の者	標準型 7 年 携帯用 5 年	標準型 A（両面書真鍮板製） 10,712 標準型 B（両面書プラスチック製） 6,798 携帯用 A（片面書アルミニウム製） 7,416 携帯用 B（片面書プラスチック製） 1,699

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
	点字タイプライター	1 視覚障害２級以上の身体障害者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る） 2 視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者	５年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	1 視覚障害２級以上の身体障害者 2 視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者	６年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	1 視覚障害２級以上の身体障害者 2 視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者	６年	99,800
	視覚障害者用拡大読書器	1 視覚障害を有する身体障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 2 視覚障害を有する身体障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の者	８年	198,000
	視覚障害者用時計(触読時計)	視覚障害２級以上の身体障害者	10 年	10,300
	視覚障害者用時計(音声時計)	視覚障害２級以上の身体障害者であって、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者	10 年	13,300
	聴覚障害者用通信装置	1 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 2 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害児であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則として学齢児以上の者	５年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	1 聴覚障害を有する身体障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 2 聴覚障害を有する身体障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	６年	88,900
	人工喉頭	音声・言語機能障害を有する身体障害者・児であって、咽頭摘出したこと等により音声機能を喪失した者	笛式 ４年 電動式	笛式 5,150 電動式

障害者日常生活用具一覧

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
			5年	72,203
	文字放送ラジオ	1 聴覚障害を有する身体障害者であって、文字による情報を必要とする者 2 聴覚障害を有する身体障害児であって、文字による情報を必要とする者で原則として学齢児以上の者	5年	23,000
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者・児	—	点字図書価格
排泄管理支援用具	ストマ用装具（ストマ用品、洗腸用具）	ぼうこう又は直腸機能障害を有する身体障害者・児であって、腸管の切除又は膀胱の切除によって肛門からの排便若しくは膀胱からの排尿が困難となり腹部にストマ（人工肛門又は人工膀胱）を設け排泄を行っている者	—	（蓄便） 月額 8,858 （蓄尿） 月額 11,639
	紙おむつ等（紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	1 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者で、紙おむつ等を必要とする3歳以上の者 2 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等を必要とする3歳以上の者	—	月額 12,000
	収尿器	1 脊髄損傷等による排尿機能障害を有する身体障害者であって、排尿を自分の意志で調節することが困難なため、常時失禁が生じているために収尿器を必要とする者 2 脊髄損傷等による排尿機能障害を有する身体障害児であって、排尿を自分の意志で調節することが困難なため、常時失禁が生じているために収尿器を必要とする者	1年	男性用普通型 7,931 男性用簡易型 5,871 女性用普通型 8,755 女性用簡易型 6,077

種目	品目	障害及び程度	耐用年数	基準額（円）
住宅改修費	居宅生活動作補助用具（住宅改修）【介】	1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者であって障害等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者） 2 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の身体障害児であって障害等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者） 3 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等（給付要件） 給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、身体及び住宅の状況等を勘案して町長が必要と認める場合に給付する。 （給付対象となる工事等） ① 手すりの取付け ② 床段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修工事 （給付の限度） 住宅改修費の給付は１人原則として１回とする。	－	200,000